

来た時よりも、もっと日本を好きに。

☆在留資格「介護」：「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」  
・2016年11月18日入管法改正、19年9月1日施行

★特定活動  
養成施設を令和8年度末（2027年3月）までに卒業すると、卒業後5年の間は介護福祉士になることができる。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、介護福祉士の登録を継続できる。令和9年度以降の卒業生からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士にならない。

